

○王寺町地域交流センター 使用料

使用時間 使用区分		午前	午後	夜間	終日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:45	9:00~21:45
リーベル ホール	平日	10,000円	16,000円	18,000円	36,000円
	土・日・ 祝日	13,000円	20,000円	24,000円	46,000円
フリールーム (1)		2,400円	3,000円	3,000円	6,800円
フリールーム (2)		2,400円	3,000円	3,000円	6,800円
フリールーム (3)		3,600円	4,800円	4,800円	10,100円
調理実習室		6,000円	7,800円	7,800円	16,800円
IT室		3,600円	4,800円	4,800円	10,100円
実習室		3,600円	4,800円	4,800円	10,100円
AVルーム		3,600円	4,800円	4,800円	10,100円
小会議室(1)		1,200円	1,600円	1,600円	3,600円
小会議室(2)		1,200円	1,600円	1,600円	3,600円
小会議室(3)		2,400円	3,000円	3,000円	6,800円
小会議室(4)		2,400円	3,000円	3,000円	6,800円
和室(大)		4,800円	6,000円	6,000円	14,400円
和室(中)		1,200円	1,600円	1,600円	3,600円
茶室		1,200円	1,600円	1,600円	3,600円
練習室		1,800円	2,200円	2,200円	5,100円
控室(1)		1,200円	1,600円	1,600円	3,600円
控室(2)		1,200円	1,600円	1,600円	3,600円
リーベル ルーム	平日	5,000円	8,000円	9,000円	18,000円
	土・ 日・祝 日	6,500円	10,000円	12,000円	23,000円
イベント広場		2,400円	3,000円	3,000円	6,800円

備考

- 1 ここで使用する用語の意味は、次のとおりです。
 - (1) 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日です。
 - (2) 「平日」とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日です。
 - (3) 「入場料等」とは、入場料金、会費その他の名目で入場者から徴収する入場の対価ことで、その対価に2つ以上の区分がある場合は、そのうちの最高額のことを指します。
 - (4) 「入場料等を徴収しないが営利目的その他これに類似する目的で使用する場合同」とは、次の場合をいいます。
 - ア 営利を目的として商品の宣伝、展示、販売等に使用する場合同、または営利活動を行う者が事業の一環として使用する場合同のほか、個人又は団体を問わず、カルチャースクール、教室等が月謝等を徴収して使用する場合同
 - イ 会員制度により会員を招待する場合同
 - ウ 商品等の売上高により招待券を発行する場合同
 - エ その他これらに準ずる場合同
- 2 リーベルホールにおいて、2,000円を超える入場料等を徴収する場合の使用料の額は、次のとおりです。
 - (1) 2,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合は、料金表の1.5倍の額の使用料
 - (2) 5,000円を超える入場料等を徴収する場合は、料金表の2倍の額の使用料
- 3 リーベルホールにおいて、入場料等を徴収しないが営利目的その他これに類する目的で使用する場合同の使用料の額は、次のとおりです。
 - (1) 使用者の住所が町内の場合には、料金表の1.5倍の額の使用料とします。
 - (2) 当該使用者の住所が町外の場合には、料金表の2倍の額の使用料とします。
- 4 リーベルホール以外の施設において、2,000円を超える入場料等を徴収する場合の使用料の額は、料金表の2倍の額の使用料とします。
- 5 リーベルホール以外の施設において、町外に住所を有する方が使用する場合同の使用料の額は、料金表の2倍の額の使用料としま

す。

- 6 リーベルホール以外の施設において、当該使用者の住所が町内であり、使用者の住所が町内であり、入場料等を徴収しないが営利目的その他これに類似する目的で使用する場合又はパーティー等飲食を伴う場合の使用料の額は、料金表の1.5倍の額の使用料とします。
- 7 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間区分の1時間当たりの使用料の1.3倍の額の使用料とします。
- 8 リーベルホール及びリーベルルームの冷暖房使用料は、それぞれ使用料の5分の1に相当する額を加算して徴収します。
- 9 リーベルホールの準備又は後片づけのために使用する使用料は、規定の使用料の2分の1に相当する使用料とします。また、リーベルホールを使用するに当たり可動椅子を使用しない場合は、この表の使用料の80%に相当する額とします。
- 10 リーベルホールの2分の1を使用する場合の使用料は、この使用料の2分の1に相当する使用料とします。

○附帯設備使用料

区分	使用料
舞台装置一式	6,000円(連続する2日目まで) / 1申請 3日目以降3,000円/日
音響設備一式	1,000円(マイク2本含む。) / 日 マイク3本目以降1本につき200円/日
映像設備	1,000円/日
吊下げ式照明	1,000円/日
分電盤	5,000円/日
展示パネル	30枚以上 1,000円/日
電子ピアノ	1,000円/日
鏡	1枚につき 500円/日